

大阪府認定内職あっせん所要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次条第1項第1号イからニまでに掲げる者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的とした大阪府認定内職あっせん所（以下「認定あっせん所」という。）の認定に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「内職あっせん事業」 勤労意欲を持ちながらその居宅以外で就労することが困難な者で、次に掲げるものに対し継続して内職をあっせんすること並びにこれに付随して資材の提供、技術の指導及び資材の集配を行うことをいう。
 - イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第37条第2項に規定する対象障害者（以下「障がい者」という。）
 - ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
 - ハ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項の規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子を扶養しているもの
 - ニ 前イからハマまでに掲げる者のほか、生活に困窮していると認められる者
- 二 「認定あっせん所」 内職あっせん事業を行う者のうち、第4条第1項の認定を受けたものをいう。
- 三 「福祉作業所」 次の基準を満たすものをいう。
 - イ 主たる利用者が障がい者であること。
 - ロ 社会福祉法人、NPO法人等が運営主体であり、雇用されることが困難な障がい者に、自立と社会参加を目的として、施設を利用させ仕事を提供するとともに、利用者の生活支援及び作業指導を行っていること。

(申請)

第3条 認定あっせん所の認定を受けようとする者は、大阪府認定内職あっせん所認定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(認定の基準)

第4条 知事は、前条の認定の申請があった場合において、次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をするものとする。

- 一 大阪府の区域内において、内職あっせん事業を継続して6月以上行っていること。

二 第2条第1項イからニまでに掲げる者20人以上（そのうち同項イからハまでに掲げる者5人以上）に内職をあっせんしていること。

三 内職工賃の支払能力及び技術指導の能力を有している者であること。

四 内職あっせん事業を行うに際し、家内労働法（昭和45年法律第60号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により家内労働手帳を、内職のあっせんを受ける者（以下「内職従事者」という。）に交付していること。

五 内職あっせん事業を行うに際し、法第6条第1項及び第2項の規定を遵守し、内職従事者に工賃の支払いをしており、かつ、法第8条の規定により決定された最低工賃の適用を受ける内職従事者に対し、最低工賃において定める工賃の額以上の工賃を支払っていること。

六 内職あっせん事業を行うに際し、内職資材の集配に必要な設備機器を有し、かつ、法第17条第1項の規定を遵守し、必要な措置を講じていると認められること。

七 法第27条の規定により帳簿を備え付けていること。

2 前項第2号に規定する人数には、障がい者が作業所において内職に従事する場合を含める。ただし、その算定に当たっては、認定を申請しようとする者が、一作業所において複数の障がい者に内職をあっせんしている場合は、内職をあっせんしている人数に関わらず、一作業所につき1人とする。この場合においては、障がい者福祉作業所申立書（様式第2号）を前条の申請に添付しなければならない。

3 知事は、第1項の認定をしようとするときは、必要に応じて、実地に調査し、又は関係書類の提出を求めることができる。

4 知事は、第1項の認定をしたときは、当該認定の申請をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。なお、同項の認定をしないときは、当該認定の申請をした者に対し、その旨を当該決定の理由を付記した書面により通知するものとする。

（認定の有効期間）

第5条 前条第1項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して3年とする。ただし、3年目の3月末日にその効力を失う。

（認定の更新）

第6条 前条の有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとする者は、当該認定の有効期間の満了の日の2月前から1月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、第3条に規定する申請を行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

2 前項の申請があった場合において、前条の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分が行われなるときは、従前の認定は、同条の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

3 前項の場合において、認定の更新が行われたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間と同一とする。

効期間の満了の日の翌日から起算して3年とする。

(承継の認定)

第7条 第4条第1項の認定を受けた者（以下この条において「認定運営者」）が当該認定あつせん所の運営を譲渡し、又は認定あつせん所の運営について相続、法人の合併等を行ったときは、当該運営を譲り受けた者又は相続人等は、認定運営者の地位を承継できる。

2 前項の規定により認定運営者の地位を承継した者は、遅滞なく、大阪府認定内職あつせん所承継届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

3 前項の届出を行う者は、第4条第1項の認定を受けた内職あつせん所の事業に承継前6月以上継続して従事していなければならない。

(所長の責務)

第8条 所長は、第1条の目的を達成するため、内職あつせん事業を積極的かつ誠実に実施するよう努めなければならない。

2 所長は、第4条第1項第2号から第7号までに掲げる要件を常に具備しなければならない。

3 所長は、前項に規定する要件を具備しなくなったときは、速やかに知事に申し出なければならない。

4 所長は、第2項に規定する要件を証する書類として、内職従事者名簿（様式第4号）を、法第27条の規定による帳簿とあわせて備え付けておかななければならない。

5 所長は、内職従事者が長時間の就業をしなければならないような無理な内職のあつせんをしないよう努めなければならない。

6 所長は、内職従事者に対し、6月以上継続して内職のあつせんを行っている場合に、やむを得ない理由で内職のあつせんを打ち切ろうとするときは、遅滞なく、内職従事者に予告するよう努めなければならない。

(秘密を守る義務)

第9条 所長及び認定あつせん所の内職あつせん事業に従事する者は、当該内職あつせん事業において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その内職あつせん事業に従事しなくなった後も、同様とする。

(変更等)

第10条 所長は、認定あつせん所の所在地を変更しようとするときは、大阪府認定内職あつせん所所在地変更承認申請書（様式第5号）により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 所長は、認定あつせん所について変更がある場合は、異動事項届出書（様式第6号）により、知事に届け出なければならない。

3 所長は、認定あつせん所を廃止しようとするときは、大阪府認定内職あつせん所廃止届出書（様式第7号）により知事に届け出なければならない。

(報告)

第 11 条 所長は、法第 26 条による届出を行った場合は、直ちに、その写しを知事に提出しなければならない。

(調査等)

第 12 条 知事は、必要があると認めるときは、内職あっせん事業の実施状況その他必要な事項について調査し、関係書類の提出を求めることができる。

2 知事は、前項の結果、必要があると認めるときは、是正の勧告等必要な指導を行う。

(認定の取消し)

第 13 条 知事は、所長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消さなければならない。

- 一 第 4 条第 1 項各号に掲げる要件を具備しなくなったとき。
- 二 第 11 条に規定する報告を行わないとき。
- 三 前条第 2 項の指導に従わないとき。
- 四 法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたとき。
- 五 内職あっせん事業に関し不正な行為をし、又は信用を傷つける行為をしたとき。

(情報発信)

第 14 条 所長は、内職従事者及び内職に従事することを希望する者等が認定あっせん所を認知できるよう、認定あっせん所の主な取扱業種及び事業実施方法等の情報発信に努めるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めのない事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行前においても、第 3 条に規定する申請に関する事務その他の必要な準備行為をすることができる。

大阪府認定内職あっせん所認定申請書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

大阪府認定内職あっせん所の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

あっせん所調書及び業務内容

事業所所在地	電話 ()
あっせん事業開始年月日	年 月 日
主な取扱業種	
内職従事者数	人

1 内職従事者の状況

障がい者	人	母子家庭の母	人
生活保護の要保護者	人	その他	人
計	人		

2 事業実施方法等

家内労働法に定める帳簿の備え付けの有無	
最低工賃適用の有無及びその適用がある場合にあっては、工賃額	
危険な器具又は有害物質の取扱いの有無及びその取扱いがある場合にあっては、それによる危害を防止するための措置	

添付書類

- 1 家内労働法（昭和45年法律第60号）第26条による大阪労働局長への届出（写）
- 2 配送用に使用する自動車の自動車検査証（写）

様式第2号（第4条関係）

障がい者福祉作業所申立書

年 月 日

大阪府知事 様

内職あつせん所名
住所又は法人所在地
氏名又は名称及び代表者

当あつせん所が内職を発注している下記作業所は、大阪府認定内職あつせん事業実施要綱第2条第3項に規定する福祉作業所に該当することを申し立てます。

法人種別（いずれか囲む）	社会福祉法人 ・ 特定非営利活動法人 ・ その他
運営主体	
施設・作業所名	
所在地	
電話番号	
障がい福祉サービス種別・事業所番号	種別 _____ 事業所番号 27 _____
定員及び主な利用者	
仕事内容	
その他	

様式第3号（第7条関係）

大阪府認定内職あっせん所承継届出書

年 月 日

大阪府知事 様

内職あっせん所名
住所又は法人所在地
氏名又は名称及び代表者

大阪府認定内職あっせん事業実施要綱第7条第2項の規定により、次のとおり認定あっせん所の承継の届出をします。

内職あっせん所名	
所在地	
認定番号	
継承者名	(継承前)
	(継承後)

内職従事者の状況

障がい者	人	母子家庭の母	人
生活保護の要保護者	人	その他	人
計	人		

添付書類

- 1 家内労働法（昭和45年法律第60号）第26条による大阪労働局長への届出（写）
- 2 配送用に使用する自動車の自動車検査証（写）
- 3 その事実を証する書面（登記簿謄本等）

内職従事者名簿（ 月分）

(1) 障がい者 (合計 人)

氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
1	2	3	4	5
6	7	8	9	10

(2) 生活保護の要保護者 (合計 人)

氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
1	2	3	4	5
6	7	8	9	10

(3) 母子家庭の母 (合計 人)

氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
1	2	3	4	5
6	7	8	9	10

(4) その他 (合計 人)

氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
1	2	3	4	5
6	7	8	9	10
11	12	13	14	15
16	17	18	19	20
21	22	23	24	25
26	27	28	29	30

注1) 家内労働法第27条に規定する帳簿とともに保管すること。
 注2) 第3条の規定による申請日の属する月の状況を記載すること。また、第11条により大阪府に報告を行ったときは、その報告日の属する月の状況を記載すること。
 注3) 記載する内職従事者は、「第3条による申請日の属する月（第11条による報告を行った場合は、その報告日の属する月）から起算して過去6ヶ月間に発注実績があり、かつ、以降も発注する見込のある者」とする。
 注4) 第4条第2項により算定する場合は、障がい者の氏名欄には、福祉事業所名を記載すること。
 注5) (1)障がい者及び(3)母子家庭の母については、それを証明する書類を確認し、記載すること。ただし、必要に応じて、大阪府において確認することがある。
 なお、証明する書類とは、雇用保険法（昭和49年第116号）第62条第1項第3号及び第6号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第109条、第110条及び附則第15条の5の2の規定に基づく特定求職者雇用開発助成金のうち特定就職困難者コースの申請に係る添付書類を参照のこと。

大阪府認定内職あっせん所所在地変更承認申請書

年 月 日

大阪府知事 様

大阪府認定 内職あっせん所

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり認定内職あっせん所の所在地の変更の承認を申請します。

記

1 現在の所在地及び電話番号

2 変更後の所在地及び電話番号

3 変更理由

4 変更予定年月日 年 月 日

異動事項届出書

年 月 日

大阪府知事 様

大阪府認定 内職あっせん所

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

大阪府認定内職あっせん事業実施要綱第 10 条第 2 項の規定により、異動事項を次のとおり届け出ます。

異動事項	異動前	異動後	異動年月日
あっせん所名			年 月 日
代表者名			年 月 日
代表者住所			年 月 日
その他			年 月 日

大阪府認定内職あっせん所廃止届出書

年 月 日

大阪府知事 様

大阪府認定 内職あっせん所
住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり認定内職あっせん所の業務の廃止の届出をします。

記

- 1 事業所所在地及び電話番号
- 2 廃止の理由
- 3 廃止後の内職従事者の処置
- 4 廃止の期日

年 月 日